

許可第 号

## 許可書

住所  
申請者  
氏名

平成 年 月 日付で申請のあった\_\_\_\_\_については、  
土地区画整理法第76条\_\_\_\_\_の規定により、下記のとおり許可する。

平成 年 月 日

江戸川区長

## 記

- 敷地の位置
- 構造
- 建築行為の種別 新築、増築、改築、その他 ( )
- 敷地面積  $m^2$
- 建築面積  $m^2$
- 延床面積  $m^2$
- 条件

## 〔教示〕

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求することができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、江戸川区長を被告として(訴訟において江戸川区を代表するものは江戸川区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)  
ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。